

**指定通所リハビリテーション事業所
指定介護予防通所リハビリテーション事業所**

金沢西デイ・ケアセンター運営規定

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人社団博友会が開設する金沢西デイ・ケアセンター（以下「事業所」という）が行う指定居宅サービスに該当する指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師及びその他の従業者（以下「医師等」という）が要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という）に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう適正な通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の医師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図ると共に、要介護状態又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的にリハビリテーションを行うものとする。

二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

三 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業の運営)

第3条 事業者の役員及び事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員ではあってはならないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 金沢西デイ・ケアセンター
- (2) 所在地 金沢市駅西本町6丁目15番41号

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 センターに勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

- (1) 医師…………… 1名
- (2) 管理者…………… 1名
- (3) 看護職員…………… 1名以上
- (4) 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士… 3名以上
- (5) 管理栄養士…………… 1名以上
- (6) 介護職員等…………… 6名以上

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、従業員にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。なお、経験看護師、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士にこの規定を代行させることができるものとする。医師は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画の策定を従業員と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの実施に関する従業員への指示を行う。その他の従業員は、医師の指示及び規定する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者における心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に、かつ、懇切丁寧に通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションのサービス提供にあたる。

(通所リハビリテーション・介護予防リハビリテーション計画の作成)

第6条 医師等は診療又は運動機能検査、作業能力等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。

- 二 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画、又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に添って作成する。
- 三 医師等は通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 四 医師等は通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画書を利用者様に交付する。
- 五 医師等はそれぞれの利用者について、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に添ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

第3章 営業及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、日曜日、12月31日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時30分から午後16時までとする。

第4章 事業の利用定員

(利用定員)

第8条 事業の利用定員は40人とする。

第5章 事業の内容及び利用料その他の費用の額

(事業の内容)

第9条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 症状、障害の観察及びバイタルサインのチェック
- (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、物理療法によるリハビリテーション
- (3) 入浴・洗髪等による清潔保持
- (4) 食事及び排泄等による日常生活援助
- (5) 自宅までの送迎

(利用料等)

第10条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

介護報酬告示は事業所の見やすい所に掲示する。

二 前項に掲げる者の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者様から受ける事ができる。

- (1) 食費は、700円とする。
- (2) おむつ代は、実費相当とする。
- (3) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活において必要な費用であって、その利用者様に負担させることが適当と認められる費用は、実費相当とする。

三 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者様又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受ける事とする。

第6章 通常の事業の実施地域

(実施地域)

第11条 通常の実施地域は金沢市内とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項及び苦情処理

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定（介護予防）通所リハビリテーション従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(禁止行為)

第13条 利用者は、次の各号に掲げる行為を事業所でする事を禁ずる。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者様に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またこれを持ち出すこと。

(苦情処理)

第14条 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために苦情を受け付けるための窓口を次の通り設置するとともに第三者委員を設け、必要な措置を講ずる。

二 窓口は金沢西デイ・ケアセンター 管理者とする。

三 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

四 提供した事業に関し、市町村等が行う文書、その他の物件若しくは提示の求め又は当該市町村等の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村職員が行う調査に協力する。市町村等からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。

五 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村等に報告する。

六 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

二 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族

の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用時に取り決めておくものとする。

- 三 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとする。

第8章 非常災害対策及び事故発生時・緊急時の対応

(非常災害対策)

第16条 事業所は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境などを踏まえ、火災、地震、津波水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。

- 二 事業者は施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年2回行うものとする。

- 三 事業者は前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。

- 四 事業者は、第二項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

- 五 事業者は、第二項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

- 六 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難での生活が適当でないと市長が認めたものの受け入れに配慮するものとする。

(衛生管理など)

第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 二 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(事故発生時の対応)

第 18 条 事業所は利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な処置を講ずる。

二 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

三 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応)

第 19 条 事業所の従業者は、事業の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合、あるいはその他必要な場合は速やかに担当医への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

二 前項の病状急変等の緊急に際してとった処置を記録に具体的に記載する。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

二 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

三 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9章 その他の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第22条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

二 事業所は、利用者に対する事業の提供に係る次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画
- (2) 提供した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに係る記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故等の状況及び事故に際してとった処置の記録

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修所の機会を確保するものとする。また、全ての（介護予防）通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

第24条 管理者は従業者の質的向上を図るための研修会を企画し参加を促すとともに、外部の研修会にも積極的に参加させるために日々の業務体制の整備を図ることとする。

二 この規定に定める事項の他、介護保険法並びに介護保険法施工規則及び関連する厚生労働省令の定める所により、通所リハビリテーションの事業を行うとともに、運営に関する重要事項は医療法人博友会とセンターの管理者との協議に基づいて定めることとする。

第25条

附則 この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成15年10月1日	一部改訂
平成17年10月1日	一部改訂
平成18年4月1日	一部改訂
平成21年4月1日	一部改訂
平成24年4月1日	一部改訂
平成26年4月1日	一部改訂
平成28年4月1日	一部改訂
令和元年10月1日	一部改訂
令和5年2月15日	一部改訂